

前期基本計画の構成について

目次

第3部 基本計画

序章

| | |
|------------------|---|
| 1 基本計画の目的..... | 1 |
| 2 基本計画の期間..... | 1 |
| 3 基本計画の進行管理..... | 1 |
| 4 分野別施策の見方..... | 2 |
| 5 施策体系図..... | 3 |

第1章 健康福祉分野 みんなで支え合い、健やかにいきいきと暮らせるまち

| | |
|------------------|----|
| 1 子ども・子育て支援..... | 4 |
| 2 健康づくりの推進..... | 7 |
| 3 医療体制の充実..... | 11 |
| 4 地域福祉の推進..... | 14 |
| 5 高齢者福祉の充実..... | 17 |
| 6 障害者福祉の推進..... | 20 |
| 7 生活困窮者等の支援..... | 23 |

第2章 教育文化分野 未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち

| | |
|---------------------------|----|
| 1 確かな学力と自立する力の育成..... | 26 |
| 2 豊かな心と健やかな体の育成..... | 29 |
| 3 教育環境の整備..... | 32 |
| 4 生涯学習の活発化..... | 34 |
| 5 文化財の保護と活用の推進..... | 37 |
| 6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進..... | 40 |

第3章 経済環境分野 持続可能で活力に満ちた、にぎわいと魅力のあるまち

| | |
|------------------------------|----|
| 1 農林業の振興..... | 43 |
| 2 商業の振興..... | 47 |
| 3 工業の振興..... | 50 |
| 4 観光の振興..... | 53 |
| 5 勤労者対策の推進と消費者の安全と利益の確保..... | 56 |
| 6 環境対策の充実..... | 58 |
| 7 廃棄物の処理とリサイクル..... | 61 |

第4章 都市基盤分野 人にやさしい、快適で美しく住みやすいまち

| | |
|----------------------|----|
| 1 計画的なまちづくり | 64 |
| 2 居住環境の整備..... | 67 |
| 3 道路・河川の整備と維持管理..... | 70 |
| 4 交通サービスの充実 | 73 |
| 5 水道水の安定供給 | 76 |
| 6 下水道施設等の充実 | 78 |
| 7 都市公園の整備と緑の保全 | 81 |

第5章 市民生活分野 市民だれもが活躍し、安全に生活できるまち

| | |
|---------------------------|----|
| 1 市民との協働によるまちづくりの推進 | 84 |
| 2 人権を尊重する社会の実現 | 86 |
| 3 危機管理体制の強化 | 89 |
| 4 防犯対策の推進..... | 92 |
| 5 交通安全対策の推進 | 94 |
| 6 市民サービスの向上 | 96 |

第6章 行財政経営分野 市民の信頼に応える行政財政経営を進めるまち

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1 市政情報の提供の充実と市政に対する市民参加の推進..... | 98 |
| 2 効率的・効果的な行政経営の推進 | 101 |
| 3 早稲田大学との基本協定に基づく施策の推進 | 105 |
| 4 電子自治体の推進 | 107 |
| 5 自主性・自立性の高い財政運営の確立 | 109 |

第7章 政策連携プラン

| | |
|----------------------|-----|
| 1 本庄版ネウボラ プラン | 113 |
| 2 まちなか再生 プラン | 115 |
| 3 本庄ブランド確立 プラン | 117 |
| 4 健康・安全・安心 プラン | 119 |
| 5 埴保己一 プラン | 121 |

資料編

| | |
|-------------|-----|
| 主な事業一覧..... | 124 |
|-------------|-----|

序章

1 基本計画の目的

基本計画は、将来像「あなたと活かす、みんなで育む、歴史と教育のまち 本庄～世のため、後のため～」を計画的に実現していくため、基本構想の政策大綱に基づき施策を体系的に定め、これを推進していくことを目的にしています。

2 基本計画の期間

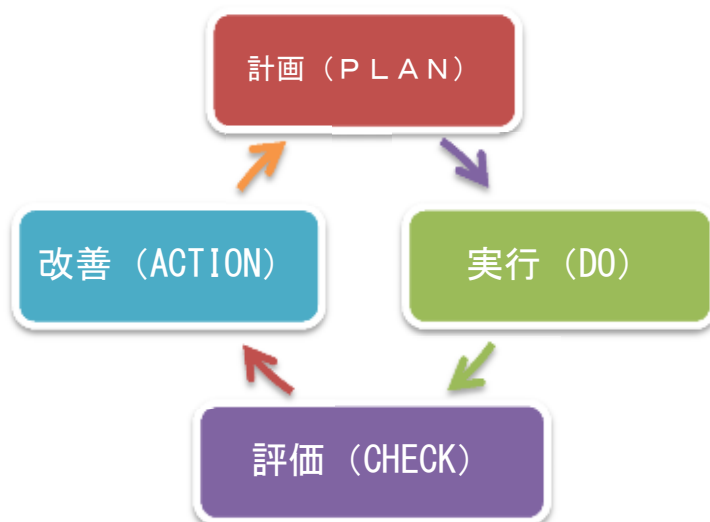
基本計画の計画期間は、将来の社会情勢の変化に対応した計画とするため、5年とします。平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までを前期基本計画、平成35年度（2023年度）から平成39年度（2027年度）までを後期基本計画とします。



3 基本計画の進行管理

まちづくりの将来像を確実に実現するため、施策や事業によって生み出される成果やコストを意識し、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACTION)」(PDCAサイクル)の進行管理を行います。

また、本計画の施策に対して、成果指標を設定し市民が求める尺度や具体的に達成すべきことを分かりやすく示して実効性を高めた計画としています。



4 分野別施策の見方

①めざす姿

施策大項目が実現すべきことを、市民生活の視点に立って簡潔に表現しています。市民や地域の望ましい状態を示し、この状態を達成するために、施策や事業を実施していくことになります。

②成果指標と目標値

「めざす姿」の着実な実現に向け、達成状況を定量的に計測する成果指標と5年後の目標値を設定してあります。

③現状グラフ

施策大項目の「現況と課題」の説明を補足するため、現在の状態や課題に関係する統計データの推移を紹介しています。

④現況と課題

本市が実施してきた主要な取り組みと現在の状態、最近の市民ニーズや社会環境の変化などを説明し、今後取り組むべき課題を示しています。

⑤めざす姿の実現に向けた施策体系

「めざす姿」の着実な実現に向けた施策大項目と、施策大項目を構成する取組内容（施策中項目）の体系を示しています。

⑥施策の取組内容

「めざす姿」の着実な実現に向けた具体的な取り組みの内容を示しています。取り組みに沿った事業の概要については資料編「主な事業一覧」をご覧ください。

⑦協働による取り組み

「めざす姿」を実現するために、市民や事業所、関係団体等と行政が連携しながら取り組む事業を「協働による取り組み」と位置づけ、施策ごとに取り組みの概要を紹介しています。

⑧関連計画

施策大項目に関連する個別計画の名称、計画期間、概要を記載しています。

暮らし業 市民生活分野
市民生活が豊かになり、安全に生活できるまち

施策大項目 5 交通安全対策の推進

めざす姿

- 交通安全意識が適切に醸成され、市民が安心して生活できる交通環境が整備されています。
- 交通安全に対する意識が高まり、1人1人が被害のある人、子どもなどの交通弱者への配慮がなされています。

成果指標と目標値

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 |
|---|------|------|
| 交通安全啓発立件数 （市内における交通安全啓発立件数（存続）） | 516件 | 391件 |
| 高齢者が対象とした交通安全啓発立件数 （交通安全啓発立件数のうち65歳以上の人が対象となった立件数（存続）） | 90件 | 57件 |

交通事故の現状

交通安全啓発立件数（件数）

高齢者が対象とした交通安全啓発立件数（件数）

現況と課題

【現況に係る市単独対応：「交通安全対策」27.5%】

- 本市の交通人身事数発生件数は、年々減少傾向にありますが、平成25年度の交通人身事数発生件数は516件、人口千人当たりの人身事数発生率は、6.53件で、県下全体の3.80件と比較しても、7.2倍で県下ワースト1位と、依然として事故発生率が高い状況です。特に、事故死者数に占める高齢者の割合が高く、引き続き高齢者の増加により、さらに高齢者が関係する事故が発生することが予測されます。そのほか、高齢者、運転に不慣れな高齢者の走行に運転免許料の負担軽減を要する高齢運転者増加が課題としていくとともに、安全で快適な交通環境を構築

暮らし業 市民生活分野
市民生活が豊かになり、安全に生活できるまち

するため、道路交差点の一方の通行を停止する必要があります。また、自動車運転者のみならず、歩行者や自転車利用者を対象とし、道路利用者の安全確保に資するルールの変更とマナーの向上のため、学校、家庭、企業及び地域での交通安全教育や交通安全啓発に対する継続的実施、意識を高め交通安全意識の醸成などに取り組む必要があります。

めざす姿の実現に向けた施策体系

交通安全対策の推進

- 交通安全意識の高まりによる交通環境の整備
- 交通安全意識の高まり

施策の取組内容

- 交通安全意識の高まりによる交通環境の整備
 - 啓発での交通安全啓発の推進のため、カーブクラウ、直進線、カーブレーン、道路標示などの交通安全施設の整備を図るとともに、違反や監視を行います。また、交通安全のための道路の環境整備も行って、交通安全の防止を図ります。
- 交通安全意識の高まり
 - 高齢者や子どもなど交通安全意識の向上を図るとともに、高齢者の安全利用の促進を図るとして、自治会、老人会、学校など、関係団体等と連携して交通安全啓発や交通安全教育を推進するとともに交通安全意識の醸成を図ります。

協働による取り組み

- 市内各地で行われている、自治会、ボランティア団体、PTAや関係団体による交通安全啓発の協働や活動を通じて、地域住民による交通安全啓発に対する共通認識の共有化を図ります。福祉からの取組及び交通安全の向上に向けた活動も推進し、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。

関連計画

| 計画名 | 計画期間 | 概要 |
|--------------|---------------|-----------------|
| 第10次本市交通安全対策 | 平成25年度～平成32年度 | 路上交通の安全に係る5ヵ年計画 |

5 施策体系図

